

第5回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年5月9日(木) 午前9時00分から午前9時30分

2. 開催場所 笠松町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員(14人)

議長	10番	近藤	秀隆
議席	2番	森	とみ子
議席	3番	伊藤	暁
議席	4番	足立	幸隆
議席	5番	棚橋	久美子
議席	6番	棚橋	武
議席	7番	柴田	敏夫
議席	8番	渡邊	義一
議席	9番	岩村	好廣
議席	11番	松原	克雄
議席	12番	加藤	孔仁
議席	13番	松原	秀昭
議席	14番	松原	孝治
議席	15番	小野木	武光

4. 欠席委員(1人)

議席	1番	奥村	彰朗
----	----	----	----

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	西川	雪秀
書記	田中	裕介
書記	亀井	昭宏

6. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第4 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第6 報告第2号 農地法第4条の1第7項の規定による届出について

日程第7 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長	令和6年第5回笠松町農業委員会を開催する旨を述べ、初めに1番奥村委員から欠席の連絡を受けていることを報告した。 挨拶を述べた。 議事に移る旨を述べ、日程第1号「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を4番足立委員 11番松原委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。 次に、日程第2号議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を事務局へ説明を求めた。また、出席委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該案件の協議終了まで当該委員の退席を命じた。
事務局	【議案第7号 朗読】 農業経営基盤強化促進法は、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進するため利用権設定等の促進事業が措置されており、地権者と農家の貸借を集団的に行うにあたり、農業委員会にて審議いただくものです。今回は3人の方から6筆、貸出の申出があり、面積は延べ5,179㎡であり、借受人は個人である旨を説明した。
議 長	事務局からの説明を受け、質疑・意見を諮った。 (意見等なし) 議案第7号について、承認することに異議がないか諮った。 (異議なし) 議案第7号についての審議が終了したため、該当委員の除斥を解いた。 (該当委員入室) 続いて議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を事務局へ説明を求めた。

事務局	【議案第 8 号 朗読】 申請地の現在の農地状況を説明し、適格者証明書を発行して問題ない旨説明した。
議長	事務局からの説明を受け、質疑・意見を諮った。 (意見等なし) 議案第 8 号について、適格者証明することに異議がないか諮った。 (異議なし) 議案第 8 号については、原案のとおりとして、続いて議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【議案第 9 号 朗読】 家族間の所有権移転であり、申請者の情報等について説明した。
議長	事務局からの説明を受け、質疑・意見を諮った。 (意見等なし) 議案第 9 号について、原案のとおり許可することに異議がないか諮った。 (異議なし) 議案第 9 号については、許可するものとして、続いて、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第 1 号 朗読】 相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、相続した農地に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。
議長	事務局からの説明を受け、質疑・意見を諮った。

	(意見等なし) 続いて報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第2号 朗読】 自己用一般個人住宅への転用の届出であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。
議長	担当地区委員からの発言を求めた。
15番委員	東側に農地があり、始末書と一緒に提出されておりますが、計画どおり施工されているため問題ない旨述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。
	(意見等なし) 続いて、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第3号 1～6 朗読】 番号1は分譲住宅、番号2は共同住宅、番号3は住宅の建設、番号4は宅地分譲、番号5は貸駐車場、番号6は一般個人住宅への転用の届出であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。
議長	担当地区委員からの発言を求めた。
6番委員	番号1については、ブロック等で土砂の流出防止をしっかりとっているので、計画どおり施工していただければ問題ない旨述べた。番号2については、始末書が添付されておりますが、周囲に農地もなく、計画どおり施工されているため問題ない旨述べた。
11番委員	番号3については、経緯書が添付されておりますが、ブロック等で土砂の流出防止をしっかりとっているので、計画どおり施工していただければ問題ない旨述べた。

14番委員	番号4については、ブロック等で土砂の流出防止をしっかりとっているので、計画どおり施工していただければ問題ない旨述べた。
13番委員	番号5については、のり面に勾配をつけて土砂の流出防止をしっかりとっているので、計画どおり施工していただければ問題ない旨述べた。
6番委員	番号6については、経緯書が添付されておりますが、ブロック等で土砂の流出防止をしっかりとっているので、計画どおり施工していただければ問題ない旨述べた。
議長	事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。 (意見等なし) 以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和6年第5回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年6月6日

議長 近藤秀隆
委員 松原克雄
委員 足立幸隆